

郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務の目的 少子化や核家族化、地域社会の変化に伴い、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化している中、家庭や地域における子育て機能の低下に加え、子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。
当市は、これに対応するため、子育て世帯が気軽につどい、親子が交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進する郡山市地域子育て支援拠点（ニコニコこども館）施設を設置しました。
今回、民間事業者等が有するノウハウやアイディアを活用することにより、更に地域の子育て支援機能を充実させ、子育て家庭の親とその子ども（概ね未就学児）の不安感を緩和し、親子の健やかな育ちを支援することを目的とし、地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）を運営する業務委託事業者を募集します。
※本事業は、児童福祉法第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」に基づき、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の「一般型（ひろば型）」として当市が実施主体となり民間事業者に委託して事業業務を実施するものです。
- (2) 業務名 郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 提案上限金額 ¥97,466,000円（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの総額。提案上限金額価格以下となるようにすること。地域子育て支援拠点事業は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条別表第2第7号に該当するものとして、消費税法基本通達6-7-5の第2種社会福祉事業ハに含まれているため、消費税は非課税とする。）

2 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

オ 次のいずれかに該当すること。

- ・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 12 条（認証の基準）を満たし、特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者であること。
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条（公益認定の基準）を満たし、公益社団法人の認定を受けた者であること。
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 25 条に基づき、株式会社を設立した者であること。
- ・ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 30 条及び第 31 条に基づき、学校法人を設立した者であること。
- ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の 2（設立の認可）に基づき、中小企業組合を設立した者であること。

カ 国税及び郡山市税を滞納している者でないこと。

キ 郡山市内に事業所を有する者であること。

ク 保育士の資格を有する者がいること。

ケ 別紙仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当市の指示に柔軟に対応できること。

コ 公告の日から過去 3 年以内に、未就学児を対象とした子育て支援業務を実施した実績を有すること。

(2) 共同事業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 共同事業体は、自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。

イ 共同事業体は、代表団体を選定し、この代表団体を共同事業体の代表者として 当市と契約の締結が行えること。この場合、代表団体は当市に対して全ての責任を負うものとする。

ウ 前項(1)アからケまでの要件については、共同事業体の全団体が満たしていること。

エ 前項(1)のコの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

3 スケジュール

内容	日時
公告	令和 8 年 1 月 13 日（火）
質問受付締切	令和 8 年 1 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）
質問回答期限	令和 8 年 1 月 29 日（木）
申込書等受付締切	令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時まで（必着）
参加資格確認結果通知	令和 8 年 2 月初旬を予定
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和 8 年 2 月上旬を予定
結果通知	令和 8 年 2 月中旬を予定
見積徴取及び契約締結	令和 8 年 3 月上旬を予定

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和 8 年 1 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式 1）を電子メールにて郡山市子育て給付課に送付し、必ず電話で到達確認を行うこと。

メールアドレス：kosodate-kyuufu@city.koriyama.lg.jp

(3) 回答期限：令和 8 年 1 月 29 日（木）

(4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（事業者名非公表）

5 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次表に掲げる書類を提出してください

提出書類	様式等	提出部数
プロポーザル参加申込書	様式2	各1部
団体の概要がわかる書類	任意様式	
履歴事項全部証明書	発行日から3か月以内の原本 ※法人のみ	
財務諸表の写し	直近2年分	
納税証明書	国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人） 市税：直近1年分の（法人市民税）又は（個人住民税）	
結成に係る協定書の写し	※複数の団体により構成されるグループのみ	
委任状	※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。	
企画提案書	様式3又は任意様式 ※提案は、1事業者につき1案とする。	各7部
業務実績表	様式4 ※本要領「2 参加資格（1）コ」に該当する実績。	
業務実施体制	様式5	
参考見積書	任意様式 ※積算根拠（内訳等）がわかるように記載し、消費税は含まず、事業に関する費用のみの計上とする事	

(2) 提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法：郵送又は持参にて郡山市子育て給付課（郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館内2階」）に提出。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。
必ず電話で到達確認を行うこと。

(4) 提出先：〒963-8025 郡山市桑野丁目2番3号 郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館内）郡山市子育て給付課

(5) 提出書類の記載要領

ア 企画提案書は、別表に掲げる選定基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載すること。具体的な企画内容等がわかれれば、任意様式での提出も可能とする。

イ 企画提案書は、A4版縦サイズに横書きで記載し、印刷したものを、クリップ等で左とじして提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4版横又はA3版横（折り込むようにすること。）も可とする。

ウ 企画提案書はA4版で表紙等を含め30ページ（両面印刷で15枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3版横はA4版2ページ分の扱いとする。）

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

6 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和8年2月上旬までに書面により通知する。

(2) 選定委員会

発注者は、プロボーザルについて審査を行うため、「郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託に係るプロボーザル選定委員会（以下、「審査委員会」）」を置く。

(3) プレゼンテーション、ヒアリング

実施日：令和8年2月上旬を予定

提出された企画提案書等についてヒアリング等を実施し、最も優れている企画提案者を審査委員会で審査・選定し決定する。結果については、書面により通知する。

7 選定基準

- (1) 提出された提案書等について、別表に掲げる選定基準に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。
ただし、合計評価点が満点の60%に満たない者は契約候補者及び次順位者としない。
- (2) 合計評価点が同点の場合には、企画提案内容等における「ファミリーひろば」が高い評価を受けた者を上位者とする。
- (3) 上記(2)においてもなお同点の場合は、選定委員会で協議の上、決定する。
- (4) 企画提案者が1者であった場合でも審査を行うが、この場合、合計評価点が満点の60%に満たない場合は契約候補者としない。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

9 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 契約候補者の選定から契約締結までに「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号（以下「規則」という。）第8条5号の規定により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、毎月の業務完了ごとに支払うものとする。

10 担当部局

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部子育て給付課子育て事業係

電話番号：024-924-2525

FAX番号：024-933-6665

E-mail：kosodate-kyuufu@city.koriyama.lg.jp

1.1 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

(別表)

郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託プロポーザルに係る候補者選定基準

令和8年1月13日作成

審査項目	審査ポイント	配点	
企画提案内容等 (配点 60 点)	運営方針等 様式 3 (1)	事業の目的を十分理解し、本市の子育て支援施策をることができる、内容となっているか。	15
	ファミリーひろば 子育て講座等イベント 様式 3 (2)	親子同士、利用者同士の交流のため独自性がある遊びの企画提案がされているか。利用者の目線に応じた具体的な相談支援体制が企画提案されているか。	10
	ニコニコひろば及び サンサンひろば 様式 3 (3)	屋外施設の特性に応じ、柔軟に対応した独自の遊びの企画提案がされているか。	5
	子育て図書コーナー おはなしの部屋 様式 3 (4)、様式 3 (5)	図書資料を有効活用した独自性がある企画提案がされているか。 絵本の読み聞かせ等への理解・考えが十分にあるか。また、施設の特性に応じた新たな企画提案がされているか。	5
	わくわくるーム 様式 3 (6)	五感に触れる体験活動の提案や工夫がされているか。実施方法及びスケジュールが具体的で円滑か。	5
	事故予防モデルルーム 様式 3 (7)	家庭での事故予防について、周知方法の工夫や施設の特性に応じ、利用者の興味が持てる企画の提案がされているか。	5
	見守り・危機管理 様式 3 (8)	見守り支援について、保育士による専門的な十分な考えがあるか。また、事故発生時等の対応やその後の職員間の予防対策は万全か。	5
	環境整備、公平性等 様式 3 (9)	事業の周知方法や利用者が公平に事業に参加しやすい環境の提案となっているか。	5
	その他 様式 3 (10)	職員の技術力向上のための本業務の研修体制について適切な機会を設けているか。	5
	業務実績 様式 4	本事業と同種又は類似の業務実績は十分か。	5
実行力 (配点 30 点)	事業の周知・広報 様式 3 (10)	本事業の子育て支援について、市民の方々へどのように広く周知し、広報しようとされているか。また、積極的かつ前向きな提案となっているか。	10

	業務実施体制 ----- 様式 5、様式 3 (11)	円滑な業務遂行が可能な人員配置、業務計画となっているか。また、配置予定の保育士等は、本事業の遂行に十分な知識と現場経験を有しているか。	15
費用対効果 (配点 10 点)	見積額	妥当な見積額か。	10
合 計			100

質問書

郡山市長 椎根 健雄 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

郡山市地域子育て支援拠点事業(ニコニコこども館)業務委託について、以下のとおり質問します。

1 質問内容

No.	質問
1	
2	

※質問欄が不足した場合は、行を追加し記入してください。

2 事務担当者連絡先

部署名及び所在地	
担当者職氏名	
電話番号	
電子メール	

3 質問提出期限

令和8年1月22日（木）午後5時まで（必着）

(様式2)

年 月 日

参 加 申 込 書

郡山市長 椎根 健雄 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

※署名又は記名押印

令和8年1月13日に公告があった下記の事業に係る公募型プロポーザルに参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 業務名 郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託

2 添付書類（添付を確認するために、確認欄に✓を入れること）

確認欄	提出書類	提出部数
	団体の概要がわかる書類（任意様式、団体のパンフレット可）	各1部
	履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内の原本）＊法人のみ	
	財務諸表の写し（直近2年分）	
	納税証明書の写し（国税）＊法人様式その3の3又は個人様式その3の2（市税）＊直近1年分の法人は市民税、個人は住民税	
	結成に係る協定書の写し（該当者のみ）	
	企画提案書（様式3又は任意様式）	各7部
	業務実績表（様式4）＊参加資格（1）ケに該当	
	業務実施体制（様式5）	
	見積書（任意様式）	

3 事務担当者連絡先

部署名及び所在地	【例：本社 上記と同様】
担当者職氏名	
電話番号	

(様式3)

企画提案書

業務名	郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託
団体名	

（1）運営方針等

① 事業を実施するにあたり、近年の子どもに対する関わり方（子育て環境）は多様な価値観が混在し、さまざまな課題が存在しています。本市における地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）の在り方について、どのようにお考えでしょうか。

② 上記①で取り上げた課題に対して、団体としてはどのような特性を生かし、どのような支援策を考えていますか。

(2) ファミリーひろば【仕様書業務内容 (1)】

- ① “ア 子育て親子に交流の場を提供し、相互の交流を促進すること”について、利用者同士が情報交換や話ができるような、団体として独自性がある遊びの提案はありますか。

② “イ 子育て等に関する相談、援助を実施すること”について、人見知りでコミュニケーションが苦手な利用者がいた場合、どのようにアプローチし相談を実施しますか。

③ 上記②で受けた相談内容に対し、どのような援助を行いますか。

④ “ウ 地域の子育て関連情報を提供すること”について、地域の子育て関連情報をどのように収集し発信していきますか。

⑤ “カ 親子製作活動の実施”について、内容・回数等を提案してください。

⑥ “キ 親子で触れ合い体験活動（おあつまり）の実施”について、内容・回数等を提案してください。

※製作あそび、おあつまりの実施については、以下の基準に基づき提案すること。

- ・製作あそび：休館日以外毎日実施、1日2回以上実施、1回あたり20分程度実施
- ・おあつまり：休館日以外毎日実施、1日1回以上実施、1回あたり30分程度実施

(3) ニコニコひろば及びサンサンひろば【仕様書業務内容(3)、(5)】

ニコニコひろばについて

① “ウ 体操あそびの実施”について、内容・回数等を提案してください。

② “エ その他施設の特性に応じた季節のあそびの提供”について、内容等を提案してください。

サンサンひろばについて

① “ア 子育て親子同士の相互交流を促進する”について、内容等を提案してください。

熱中症対策について

② 屋外施設での熱中症対策についてどのように実施しますか。

※体操あそびについては、以下の基準に基づき提案すること。

- ・休館日以外毎日実施、1日1回以上実施、1回あたり10分(3曲)程度実施

※施設の特性に応じたあそびの提供については、時期、実施内容等具体的に提案すること。

(4) 子育て図書コーナー【仕様書業務内容（6）】

- ① 利用者が気軽に図書資料に触れ合えるよう、どのような空間づくりと雰囲気づくりを考えていますか。
- ② “イ 図書資料の管理”について、どのような基準で図書資料の購入を考えていますか。
- ③ “ウ 図書資料を活用した学びの推奨（アニメーション）”について、独自性がある新たな実施方法・内容等を提案してください。

(5) おはなしの部屋【仕様書業務内容(7)】

- ① 乳幼児期のお子さんへの「絵本の読み聞かせ」や「わらべうた」について、どのように考えていますか。
- ② “ア おはなし会（絵本の読み聞かせ等）の実施”について、内容・回数等を提案してください。
- ③ “イ 季節のイベントに合わせた特別おはなし会の実施”について、内容・回数等を提案してください。

※おはなし会については、以下の基準に基づき提案すること。

- ・休館日以外毎日実施、1日2回以上実施、1回あたり30分程度実施

※季節のイベントに合わせた特別おはなし会については、時期、実施内容、回数等具体的に提案すること。

(6) わくわくルーム【仕様書業務内容（8）】

- ① “ア 五感に触れる体験活動（イベント）の実施”について、今までの「楽器遊び」や「サーキット」等のテーマの他に、独自性のある新たなテーマと内容等を提案してください。

例) 遊具を設置し、自由に遊んでもらう。遊具は月別に設定する。また、毎月2回その月のテーマを基に体験活動を実施する。（ごっこあそび、忍者体験など）
・時期、実施内容等具体的に提案すること。

(7) 事故予防モデルルーム【仕様書業務内容 (10)】

① 乳幼児の家庭内での事故を減らすためには、どのような課題があると考えていますか。

② 上記①で取り上げた課題について、どのように当該施設を活用し、事故予防法を団体としてどのように周知・啓発しようと考えていますか。具体的な提案内容を教えてください。

(8) 見守り・危機管理【仕様書業務内容（1）、（2）、（3）のア、（8）、（9）等】

① 遊具が設置されている施設での見守りについて、専門的な立場から多様な価値観を持つ利用者に対し、どのように接し子育ての楽しさを伝えますか。

② 事故発生時、又はその後の予防策等、団体としてどのように対応しますか。

③ 個人情報の管理について、団体としてどのように行いますか。

(9) 環境整備、公平性等【仕様書業務内容（11）、（12）等】

① 地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）の周知方法や自主イベントの予約方法についてデジタル技術を活用してどのように工夫されるのかお聞かせください。

③ イベント参加者の公平性について、団体としてはどのように考えていますか。

④ DXのスキル向上や情報管理について、教材研究や危機管理能力など、年々社会人として一般的に求められる能力も高まっています。団体として職員の研修機会をどのように確保し、職員の技術力向上についてどのように考えていますか。

(10) その他

① 本市の子育て支援政策の顔となっている施設、ニコニコこども館の運営にあたり、多くの関係法令が存在し、毎年のように改正が行われています。こうした状況を踏まえ、職員数の多い団体として、保育士の質の向上についてどのように考えますか。

② また、団体として職員（現場）の意見をどのように反映し業務を行っていますか。

③ 本事業（ニコニコこども館の子育て支援）について、どのように周知・広報していきますか。

(11) 業務計画について

施設名 時間帯	ファミリー ひろば	ニコニコ ひろば	おはなしの 部屋	わくわくルー ム	その他の 施設
8:30 - 9:00					
9:00 - 9:30					
9:30 - 10:00					
10:00 - 10:30					
10:30 - 11:00					
11:00 - 11:30					
11:30 - 12:00					
12:00 - 12:30					
12:30 - 13:00					
13:00 - 13:30					
13:30 - 14:00					
14:00 - 14:30					
14:30 - 15:00					
15:00 - 15:30					
15:30 - 16:00					
16:00 - 16:30					
16:30 - 17:00					
17:00 - 17:30					
17:30 - 18:00					

※（1）～（7）で基準に基づき提案した1日の業務計画をまとめること。

※その他の施設欄には、施設の特性に応じたあそびの提供において、毎日実施すると提案した業務について記載すること。

(11) 業務計画について【記載例】

施設名 時間帯	ファミリー ひろば	ニコニコ ひろば	おはなしの 部屋	わくわくルー ム	その他の 施設
8:30 - 9:00	利用者利用時間前の準備行為（2名）				
9:00 - 9:30					
9:30 - 10:00					
10:00 - 10:30	製作あそび				サンサンひ ろば シャボン玉
10:30 - 11:00					
11:00 - 11:30			おはなし会		
11:30 - 12:00		11:40~55 体操あそび	お昼休憩		お昼休憩
12:00 - 12:30					
12:30 - 13:00	お昼休憩*交代制 ① 12:00~13:00 (2名) 13:00~14:00 (2名)				お買い物 ごっこ
13:00 - 13:30					
13:30 - 14:00					
14:00 - 14:30			おはなし会		
14:30 - 15:00	製作あそび				事故予防モ デルームでのイ ベント
15:00 - 15:30		15:00~15 体操あそび			
15:30 - 16:00	おあつまり				
16:00 - 16:30					
16:30 - 17:00					
17:00 - 17:30					
17:30 - 18:00	利用者利用時間終了後の衛生管理や事務処理時間（2名）				

※（1）～（7）で基準に基づき提案した1日の業務計画をまとめること。

※その他の施設欄には、施設の特性に応じたあそびの提供において、毎日実施すると提案した業務について記載すること。

(様式4)

業務実績表

業務名	郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託
団体名	

類似業務実績一覧

No.	実施年度	実施内容	備考
1			
2			
3			
4			
5			

※行数が不足する場合は適宜追加すること。

※過去3年間に、類似する業務を行った主な実績について、実施年度、実施内容等を記載すること。

※契約実績が国または地方公共団体とある場合は、委託契約書などの写しを添付してください。

(様式5)

業務実施体制

業務名	郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託
団体名	

No.	主な配置 施設名	常勤・ 非常勤 の別	従事頻度		実務経験年 数	保育士 資格の 有無	備考
			(日/週)	(時間/日)			
1		常・非	日	時間	年		
2		常・非	日	時間	年		
3		常・非	日	時間	年		
4		常・非	日	時間	年		
5		常・非	日	時間	年		
6		常・非	日	時間	年		
7		常・非	日	時間	年		
8		常・非	日	時間	年		
9		常・非	日	時間	年		
10		常・非	日	時間	年		
11		常・非	日	時間	年		
12		常・非	日	時間	年		
13		常・非	日	時間	年		
14		常・非	日	時間	年		

※行数が不足する場合は適宜追加すること。

※1日の勤務者数及び配置場所がわかる勤務ローテーション表（令和8年4月の予定表）を添付すること。

※事業責任者は「No.1」に記入すること。

※従事頻度の時間の記入は、「7時間45分」は「7.75時間」、「5時間15分」は「5.25時間」、「4時間30分」は「4.5時間」等と、小数点以下の記載方法に注意すること。

※実務経験年数は、地域子育て支援拠点事業、子育てに関する相談業務又はそれらに類する業務の経験年数を記入すること。

※保育士資格がある場合は、保育士証の写しを添付すること。

※従事する職員を今後雇用する予定の場合は、備考欄に「雇用予定」と記入すること。